

## 鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会会則

### (目的)

第1条 本委員会は、地域主権や少子高齢化の進展、道州制の検討など地方自治体を取り巻く環境の変化を受けて、これからの鳥栖市、みやき町、基山町及び上峰町（以下「構成市町」という。）の地域ビジョンを策定し、鳥栖・三養基地域の連携を深めることを目的とする。

### (名称)

第2条 本委員会は、鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）という。

### (事業)

第3条 委員会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 鳥栖・三養基地域の連携とビジョンの策定
- (2) 構成市町の重点施策の比較検討
- (3) 構成市町の各種行政活動の現状分析と比較
- (4) その他検討会の目的を達成するために必要な事業

### (組織)

第4条 委員会は、構成市町の総合計画担当の課長級職員及び担当職員の8人をもって構成する。

### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (事務局)

第7条 委員会の事務局は、鳥栖市総務部総合政策課に置く。

### (経費)

第8条 委員会に要する経費は構成市町が協議して負担する。

### (補則)

第9条 この会則に定めのない必要な事項については、委員会において定める。

### 附 則

この会則は、平成24年5月29日から施行する。